

平成 25 年度株式会社大協薬品ダイキョウ県央校介護職員養成研修事業  
介護職員初任者研修課程（通学形式）学則

（事業者及び事業所の名称、所在地）

第 1 条 本研修事業は、次の事業者が実施する。

	事業者	事業所
名称	株式会社 大協薬品	ダイキョウ県央校
所在地	新潟県加茂市学校町 3 3 3 9 番 5	新潟県加茂市学校町 3 3 3 9 番 5

（事業の目的）

第 2 条 介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢を習得させる事を目的とする。また、知識、技能、技術を習得させ、高齢者・障害者の自立支援の担い手として即戦力を有する介護職員（初任者研修修了者）を養成し、社会貢献を目的とする。

（形式）

第 3 条 前条の目的を達成するために、研修事業（以下研修という）は通学形式により実施する。

（研修事業の名称）

第 4 条 研修事業の名称は次のとおりとする。

ダイキョウ県央校 介護職員初任者研修（通学）

（年間事業計画）

第 5 条 平成 25 年度の研修事業は、下表のとおり実施する。

回数	実施期間	募集定員
第 1 回	平成 25 年 6 月～平成 25 年 8 月	20 名
第 2 回	平成 25 年 12 月～平成 26 年 3 月	20 名
計		40 名

（受講対象者）

第 6 条 受講対象者は次のいずれかの者とする。

（ア）加茂市近郊在住・在勤で通学可能な者

（イ）株式会社大協薬品の社員で、研修を必要とする者

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は下表に示すとおりとする。

回数	内訳	金額	納付方法	納付期限
第1回～第2回	受講料	84,000円(税込み)	一括納入	受講開始
	テキスト代	5,900円(税込み)	一括納入	前日まで
合計		89,900(税込み)		
その他	研修科目を免除した場合は、1時間につき500円割り引くこととする。			

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

第1回、第2回 2012年版 介護職初任者研修テキスト 財団法人介護労働安定センター 発行

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別添1とする。

(研修会場一覧)

第10条 研修において使用する研修会場及び実技演習会場は別添2のとおりとする。

(各科目の担当講師一覧)

第11条 研修を担当する講師は、別添3のとおりとする。

(実習施設一覧)

第12条 実習は、別添4の施設において実施する。

(申込手続き)

第13条

(1) 受講に係わる申込手続きは次のとおりとする。

- ① 所定の申込書に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。その際、次条にもとづき、申込書に運転免許証等の写しを添付することとする。
- ② 事業者は、審査の上受講者を決定し、受講決定通知書を受講申込書へ送付する。
- ③ 受講決定通知書を受け取った受講申込者は第7条に定めるとおり、納入期限までに研修参加費用を納入する。
- ④ 事業者は、研修参加費用の納付が確認された後、教材を受講申込者へ送付、又は当日配布とする。

- (2) 受講申込者が受講開始以前に受講しないこと事業者へ申し出た場合、研修参加費用のうち、教材費を除いた額を返還する。
- ただし、受講を開始したものについては、教材費も含め、研修参加費用の全額を返還しないこととする。

(受講時等の本人確認方法)

第 14 条 受講者は、受講申込時に、申込書に運転免許証の写しを添付し提出することとする。事業者は、申込書に記載された氏名と運転免許証の氏名とが同一であることを確認する。

運転免許証を所持していない受講者については、以下のいずれかの公的証明書の写しを申込書に添付し提出することとする。

- (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (2) 住民票
- (3) 住民基本台帳カード
- (4) パスポート

(科目免除の取扱い)

第 15 条 訪問介護員養成研修 3 級課程の修了者が本研修を受講する場合、申込時に当該研修の修了証明書の写しを申込書に添付し提出することにより、別添 1 の「2 介護における尊厳の保持・自立支援」科目 (9 時間) 及び「4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携」科目 (9 時間) を免除することができる。

(研修修了の認定方法)

第 16 条

- (1) 修了の認定は、第 9 条に定めるカリキュラムを全て履修し、「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」科目における生活支援技術の習得状況の確認において介護技術の習得が講師によって評価され、かつ、修了評価の結果が事業者の定める水準を超えるものであることが事業者において確認された受講者に対して行う。
- (2) 修了評価は、第 9 条に定める全てのカリキュラムの履修後、筆記試験により行うこととする。  
なお、当該筆記試験については、100 点を満点評価とし、理解度の高い順に A・B・C・D の区分で評価し、C 以上で修了時に到達すべき水準に達したもの (合格) と認定する。

A : 90 点以上	B : 80~89 点以上	C : 70~79 点以上	D : 69 点以下
------------	---------------	---------------	------------

- (3) 合格に達しなかった受講者については、再試験の受験前に必要な補講を受講した上で、再試験を受けることとする。

(研修欠席者の取扱い)

第 17 条

- (1) 理由の如何にかかわらず、研修開始から 5 分以上遅刻した場合は、欠席とする。やむを得ない理由で欠席する場合は、前日までに「欠席届」を提出することとする。
- (2) 研修の一部を欠席したものでやむを得ない事情があると認められる者については、5 時間を上限として補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

(補講の取扱い)

第 18 条 事業者は、第 16 条 (3)、第 17 条 (2) に基づき必要な補講を行う。また、「こころとからだのしくみと生活支援技術 - 基本知識の学習」の小テストで 69 点以下の者に対しても補講を行う。

なお、補講の受講料として、科目の細目ごとに 3,000 円を受講者が負担することとする。また、補講は原則として当社で行うこととする。

(受講の取消し)

第 19 条 事業者は、次の各号の一に該当する者について受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱す等受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第 20 条 事業者は、第 16 条により修了を認定された者に対し、新潟県介護職員初任者研修事業実施要綱 11 に規定する修了証明書を交付する。

(修了者名簿の管理)

第 21 条

- (1) 事業者は、修了者について修了者台帳に記載し、新潟県が指定した様式により新潟県知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等により修了者から再交付の申し出があった場合は、適切に対応することとする。

(研修事業実施担当部署)

第 22 条 研修事業は、株式会社大協薬品 介護職研修事業部にて執行する。

(その他留意事項)

第 23 条 事業者は、研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講ずることとする。

(1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署： 株式会社大協薬品本社 Tel：0256-53-2333

(2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第 24 条 この学則は必要な細目及びこの学則に定めない事項で必要があると認められるものについては事業者がこれを定める。

(附則)

この学則は平成 25 年 5 月 1 日から施行する。